

東地裁総第3009号

令和7年12月25日

山中理司様

東京地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

5月27日付け（6月2日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示申出書記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話03(3581)2733(ダイヤルイン)

司法行政文書開示請求書

令和7年5月27日

東京地方裁判所

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

東京地裁が令和6年から、被告の保釈判断について、複数の裁判官で当番制としていた運用を一部変更し、複雑で長期化が見込まれる事件では担当裁判官を固定する取り組みを始めた際の文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

